

学童保育所入所児童保護者様

八潮市長 大山 忍

災害発生時等における八潮市内学童保育所の臨時休所等について

日頃より、本市の保育行政にご理解・ご協力いただき、厚くお礼申し上げます

さて、近年、これまでに経験したことのない異常気象の発生も多く、今後も最大級の警戒が必要な気象状況が発生する可能性も予想される中、児童、保護者及び学童保育所職員等の安全を守るため、このたび、市内学童保育所の災害発生時等における臨時休所等について、下記のとおり定めましたので、周知いたします。

保護者の皆様におかれましては、内容をご確認いただくとともに、学童保育所における安全な保育の実施のため、ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、大規模災害発生時おきましては、学童保育所における安全な保育の実施が困難な場合も想定されますことから、下記に限らず、児童等の生命と身体の安全を最優先とした対応をとる場合がございますので、あわせてご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 【学校開校日における対応】

#### (1) 学校の臨時休業等

- ①気象状況（台風、集中豪雨等）や地震等により学校が臨時休業等となった場合、学童保育所は学校の対応に準ずる。

学校の対応	学童保育所の対応
臨時休業とした。	<b>【臨時休所】</b>
登校後に、途中下校とした。	<b>【臨時休所】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・児童が学童保育所に登所している場合は、一時的に学童保育所で預かる。</li><li>・保護者に速やかなお迎えを要請する。ただし、保護者のお迎えや児童の引き渡しが危険な場合は、安全な状況になってから対応する。</li></ul>
児童の登校時間を遅くした。 (登校時間は遅くなったが、下校時間は通常通り。)	<b>【通常開所】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・通常通り、下校時刻から学童保育所で受入する。</li></ul>

## 【土曜日、長期休暇時等の学校休校日及び平日の学童保育所登所後における対応】

### (1) 風水害（台風、集中豪雨等）が発生する恐れがある場合

①市が警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報を発令した場合

②本市に気象庁から警戒レベル5相当（特別警報等）の防災気象情報が発令された場合

避難情報等の発令状況	開所前	開所後（児童登所後）
警戒レベル5 緊急安全確保	<b>【臨時休所】</b> ・避難情報等が解除され、安全が確認されるまで受け入れしない。	<b>【登所児童のお迎えの要請】</b> <b>【全児童降所後に臨時休所】</b> ・保護者に速やかなお迎えを要請する。ただし、保護者のお迎えや児童の引き渡し危険な場合は、安全な状況になってから対応する。 ・避難情報等が解除され、安全が確認されるまで受け入れしない。
警戒レベル4 避難指示		
警戒レベル3 高齢者等避難		
警戒レベル5相当 特別警報等	<b>【同上】</b>	<b>【同上】</b>

※上記基準によらず、総合的な判断により学童保育所の臨時休所等を決定する場合があります。

### (2) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合

震度		開所前	開所後（児童登所後）
震度5弱以上の地震	市が判断する場合	<b>【臨時休所】</b> ・安全な保育が可能と判断されるまで、受け入れしない。	<b>【登所児童のお迎えの要請】</b> <b>【全児童降所後に臨時休所】</b> ・安全な保育が困難と判断される場合は、保護者に速やかなお迎えを要請する。 ・安全な保育が可能と判断されるまで、受け入れしない。
	学童が判断する場合	<b>【臨時休所・お迎えの要請】</b> ・学童保育所の状況により、学童保育所の判断で行うことができる。 ・臨時休所・お迎えの要請を行う場合は、市と事前に協議する。	

(3) 公共交通機関の運休・計画運休等により、送迎や保育運営等が困難になる恐れがある場合

運行状況	開所前		開所後（児童登所後）
公共交通機関の 運休・計画運休	市が判断する場合	<p><b>【登所自粛】</b> <b>【臨時休所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の送迎や職員の通勤障害等により保育運営等が困難な場合は、臨時休所となる場合がある。</li> </ul>	<p><b>【登所児童のお迎えの要請】</b> <b>【全児童降所後に臨時休所】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者に速やかなお迎えを要請する。</li> </ul>
	学童が判断する場合	<p><b>【臨時休所・登所自粛・お迎えの要請】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学童保育所の状況により、学童保育所の判断で行うことができる。</li> <li>・臨時休所・登所自粛・お迎えの要請を行う場合は、市と事前に協議する。</li> </ul>	

**【問い合わせ】**

八潮市子育て福祉部保育課

電話 048-996-2111

内線 314

E-mail:hoiku@city.yashio.lg.jp